

製造請負契約条項

(総 則)

第 1 条 この契約に定める条件に従い、乙は、この契約に附属する仕様書及び甲が仕様書に添付する図面、見本その他の参考図書(以下「仕様書等」という。)に基づき、標記の契約物品(ソフトウェアその他の電素計算機情報を含む。以下同じ。)の製造を行い、契約期限(以下「納期」という。)までに甲の指定する場所(以下「納入場所」という。)において契約物品を甲に引き渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(債 権 譲 渡 等)

第 2 条 乙は、次の各号に掲げる行為を行なおうとする場合には、あらかじめ、甲の書面による承認を得なければならない。

- (1) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 製造中及び引渡し前の契約物品に質権その他の担保物件を設定すること。
- (3) 契約物品の製造の全部若しくは一部を第三者に請負わせ又は委任すること。

2 甲は、前項各号に掲げる行為が、この契約の履行上支障がなく、乙に対して特に必要であると認められる場合には、これを承認するものとする。ただし、前項第 2 号及び第 3 号にかかる承認については、その承認後において当該行為がこの契約の目的達成上著しく不相当となった場合には、甲は、乙に対し、当該行為の撤回又は変更を要求することができる。

(特許権等の使用)

第 3 条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について責任を負うものとする。

(契 約 金 額)

第 4 条 契約金額は、梱包費及び運賃を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第 5 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、すみやかに、甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第 6 条 乙は、契約物件又は官給品等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物件及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物件又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもつば甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前 3 項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

(承認用図面等)

第 7 条 乙は、仕様書等の定めるところにより、承認用図面又は承認用見本の提出を必要とする場合には、当該図面又は見本について甲の承認を得たのちでなければ、契約物品の製造に着手してはならない。

(材料、治工具類の支給又は貸与)

第 8 条 甲が契約物品の製造のため、乙に支給又は貸与する材料、部品等又は治工具、測定器具類、(以

下「官給品等」という。)の品目数量、貸与する官給品等の有償無償の別、引き渡しの期日及び引き渡しの場所は、別表の定めるところによる。

(官給品等の引き渡し及び保管)

第 9 条 乙は、甲から官給品等の引き渡しを受けるときは、これに立ち会い、品目数量等について別表と照合のうえ、異状の有無を確認するものとし、官給品等中数量の不足又は異状品(品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。)を発見した場合には、ただちに甲に申し出てその指示を受けるものとする。

2 乙は、甲から官給品等の引き渡しをうけたときは、これと引き換えに受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲から引き渡しをうけた官給品等を善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

4 乙は、甲から引き渡しをうけた官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

(官給品等の返還)

第 10 条 乙は、契約物品の製造の全部又は一部の完了、契約の変更、契約の解除等により、甲から引き渡された官給品のうち不用となったものがあるときは、すみやかに、甲に通知し甲の指示するところに従い、これを甲に返還しなければならない。

(官給品等の滅失、損傷)

第 11 条 乙は、故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合には甲の指示するところに従い、官給品等の修補若しくは代品の納付を行ない、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合を除き、官給品等が滅失又は損傷した場合には、その損害は、すべて甲の負担とする。

(検査官等の派遣)

第 12 条 甲は、この契約の履行に関する事務の処理及び監督を行なわせるため、甲の指名する者(以下「検査官等」という。)を乙の工場又は事業所(下請負者の工場又は事業所を含む。)に派遣することができる。

2 甲は、検査官等を派遣する場合には、あらかじめ、その権限及び事務の範囲を明示して乙に通知しなければならない。

3 乙は、検査官等の職務の執行に協力するものとする。

(契約の変更)

第 13 条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において仕様書等を変更することができる。

2 甲は、仕様書等を変更する場合には、契約金額、納期その他この契約に定める条件について乙と協議しなければならない。

3 甲は納期納入場所その他この契約に定める条件を乙と協議の上変更することができる。

(経済情勢等による変更)

第 14 条 甲及び乙は、この契約の締結後、この契約の契約金額を構成する費目の価格等が法令により設定、改訂若しくは廃止されたとき、又は著しい経済情勢の変動があったときは、協議のうえ契約金額、納期その他この契約に定める条件を変更することができる。

(見積書の提出)

第 15 条 前 2 条の規定により、契約金額の変更が行なわれる場合には、乙は、当該変更に関する見積書を作成し、すみやかに、乙に提出しなければならない。

(製造の一時中止)

第 16 条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において契約物品の製造を一時中止させることができる。

2 甲は、乙に契約物品の製造を一時中止させた場合には、当該中止にかかる損害を乙に賠償しなければならない。

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

4 契約物品の製造を一時中止した後、再開した場合の納期は、甲乙協議して定める。

(納期の変更の申請)

第 17 条 乙は、乙の責に帰し難い事由により、納期までに契約物品の引き渡しができない場合には、甲に対し、納期の変更を申請することができる。

(納期の猶予及び遅滞金)

第 18 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、納期までに契約物品の引渡しができない場合には、甲に対し納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、乙が納期の猶予を申請したときには、支障がないと認める期限(以下「猶予期限」とい

う。)まで納期を猶予することができる。

- 3 乙は、納期以後、猶予期限内において履行を行った日までの日数1日につき、遅滞相当部分に対する契約金額の1/1000に相当する金額を遅滞金として甲に支払うものとする。

(履行遅延の通知)

- 第19条 乙は、納期又は猶予期限までに契約物品の引渡しができないおそれがあると認める場合には、遅滞なく、そのむねを甲に通知し、この契約の履行について甲と協議しなければならない。
- 2 故意又は重大な過失により、乙が前項に定める通知を怠りかつ、納期又は猶予期限までに契約物品の引渡しを行わないときは、納期又は猶予期限として定められた日の翌日から、前項に定める通知を行なった日又は履行を行なった日のいずれか早い期日までの日数1日につき、履行遅延相当分の契約金額の2/1000に相当する金額を甲に支払うものとする。

(中間検査)

- 第20条 乙は契約物品の製造については、その材料、行程、部品、製品及び包装に関し、契約物品の納入前に、甲の検査をうけなければならない。
- 2 甲は前項に規定する検査(以下「中間検査」という。)の実施にあたり、乙の製造を不当に遅延させてはならない。
- 3 甲又は甲の指名する検査官は、中間検査を行なうため、乙又は乙の下請負者の工場又は事業所に立ち入ることができる。
- 4 乙は中間検査に立ち会わなければならない。
- 5 中間検査に必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(中間検査の期日及び場所)

- 第21条 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲又は乙は、中間検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合には、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たに期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、中間検査の実施期日までに、当該検査にかかる準備を完了しなければならない。

(中間検査の合否)

- 第22条 中間検査の合否は、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 甲又は甲の指名する検査官が、製造中又は製造を完了した契約物品が仕様書等の定めるところと合致すると認めた場合はこれを合格とする。
 - (2) 甲又は甲の指名する検査官が、製造中又は製造を完了した契約物品が仕様書等の定めるところと合致しないと認めた場合には、これを不合格とする。

(納入場所への持込み)

- 第23条 乙は、製造を完了した契約物品が甲の行なうすべての中間検査に合格したのちでなければ、契約物品を納入場所へ持ち込んで서는ならない。ただし、あらかじめ甲の指示する場合には、第20条第1項の規定にかかわらず、乙は、中間検査の一部をうけないで、契約物品を納入場所へ持込むことができる。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により、契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合には、納入場所又は甲の指示するところに従い、中間検査を受けなければならない。
- 3 前項に規定する中間検査の結果、契約物品が不合格となった場合には、乙は、甲の指示するところに従い、すみやかに、当該契約物品を修補し、又は代品の製造を行い、再度中間検査をうけなければならない。
- 4 前2項の規定により、不合格となった契約物品の引き取り及び保管の責については、第29条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 5 甲は、前項に規定する場合のほか第1項ただし書の規定により乙が納入場所へ持ち込んだ契約物品を、受領検査が完了するときまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 乙は、第1項ただし書の規定により製造の一部が完了しない契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合には、納入場所又は甲の指示するところに従い、その製造を完了しなければならない。

(納入の協議)

- 第24条 乙は、契約物品を納入しようとするときには、納入の期日等について、甲に通知しなければならない。ただし当該通知にかかる期日から、納入期日として定められた日まで相当の期間がある場合には、乙は、納入の期日等について甲と協議しなければならない。

(納入の届出)

- 第25条 乙は、契約物品を納入場所へ持ち込む場合には、納品書に、中間検査の合格証を添付して甲に届出るものとする。ただし、契約物品の引き渡し前に中間検査の一部が納入場所で行なわれる場合、又は製造の一部が持ち込み後行なわれる場合の納入の届出は、中間検査の完了後、行なうものとする。
- 2 甲は、前項に規定する届出があった場合には、天災地変等止むを得ない事由により受理できな

いときを除きこれを受理しなければならない。

- 3 甲の届け出を甲が受理した日をもって当該契約物品についての納入年月日（政府契約の支払、遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条に規定する給付を終了した旨の通知を受けた日）とする。

（値引受領）

- 第26条 乙は、中間検査において不合格となった契約物品のうち仕様書等との相違が軽微なものを受領を甲に申請することができる。
 - 2 甲は、前項に定める申請のあった物品を受領して支障がないと認める場合には代金について相当額を値引きして当該物品を受領することができる。
 - 3 前項に定める代金の値引の額については、甲が定めるものとする。
 - 4 甲は、乙が第1項に定める物品の受領を承認した場合には当該物品の給付をもって当該部分にかかる合格品の給付を免れるものとする。
 - 5 第1項に定める物品の受領が認められた場合の当該物品の納地への持込み、納入の協議及び納入の届出については、それぞれ第24条から前条までの規定によるものとする。ただし前条第1項中「中間検査の合格証」は「値引受領確認証」と読み替えるものとする。

（受領検査）

- 第27条 甲は、乙が納入場所へ持ち込んだ契約物品で納入の届け出のあったものについて受領前に数量の検査（以下「受領検査」という。）を行なう。
 - 2 甲は、第21条に規定する届け出を受理したときは、当該届け出にかかる契約物品についてすみやかに受領検査を完了しなければならない。
 - 3 甲は、特別の理由がある場合には、受領検査時において再度中間検査を行なうことができる。
 - 4 乙は受領検査に立ち会うことができる。
 - 5 甲は、乙から立ち会いの申し出のあった場合及び再度中間検査を行なう場合には、検査の日時等を乙に通知しなければならない。
 - 6 乙は、受領検査に立ち会わない場合には、受領検査の結果について異議を申し立てることができない。

（受領検査の合否）

- 第28条 受領検査の合否は、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 甲又は甲の指名する検査官が、契約物品について納品書に記載された数量の全部が存在しかつ外観上異状がないと認めた場合には当該物品を合格とする。
 - (2) 甲又は甲の指名する検査官が、契約物品について納品書に記載された数量が存在しないと認めた場合又は契約物品の全部若しくは一部に外観上の異状があると認めた場合には、当該物品の全部を不合格とする。

（再検査）

- 第29条 乙は、受領検査の結果、契約物品が不合格となった場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加異状品の修補又は代品による補充（以下「補修等」という。）を行ない、甲の再検査（中間検査を含む）を受けなければならない。
 - 2 乙は、甲から要求のあった場合には、不合格となった契約物品について補修等を行ない再検査のため納入場所に持ち込むまでの間、当該契約物品を納入場所から引き取らなければならない。
 - 3 乙が甲の要求にかかわらず、不合格となった契約物品を納入場所から引き取らない場合には甲は、当該契約物品の保管の責を負わないものとする。
 - 4 前3項に規定するもののほか、再検査（中間検査を含む。）の再検査にかかる契約物品の納入月日等については第21条から第29条までの規定を準用する。

（所有権の移転）

- 第30条 契約物品の所有権は、甲が受領検査の結果契約物品を合格と認めたとき（納品書に記載される検査月日をいう。）をもって甲に移るものとする。
 - 2 契約物品の性質上必要な容器、外包等は、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

（危険負担）

- 第31条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引き渡しができない場合には、乙は、当該部分について契約物品の引き渡しの義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。
 - 2 甲の責に帰すべき事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引き渡しができない場合には乙は、当該部分について契約物品の引き渡しの義務を免れるものとし、甲は、乙と協議の上当該部分の製造に要した費用を乙に支払うものとする。ただし、乙が契約物品の引き渡しの義務を免れたことにより、利益を得る場合には、甲は当該利益を当該部分の代金から差引いた残額に

ついて支払うものとする。

(所有権移転前の契約物品に対する損害の負担)

第32条 甲の責に帰すべき事由により所有権移転前の契約物品（製造中並びに製造を完了したもの及び第23条第1項ただし書きの規定により、持ち込みを行ったものを含む。以下本条中同じ。）に滅失、損傷その他の損傷が生じた場合には、その損害は、甲の負担とする。

- 2 前項に定める場合を除き、所有権の移転前に生じた契約物品の滅失、損傷その他の損害は、乙の負担とする。ただし、甲が材料部品等を乙に支給している場合で契約物品の滅失、損傷等が天災事変等乙の責に帰することができない事由による時、契約物品の損害のうち甲の支給した材料、部品等にかかる部分の損害は、甲の負担とする。

(給付完了の確認)

第33条 乙は、契約物品の全部について、又は甲が分割払いを認めた場合にあっては当該分割分について、納入場所への納入を完了した場合には給付の完了について甲の確認を求め、すみやかに甲の指示する証拠書類を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、契約物品が受領検査に合格した場合には、前項に規定する証拠書類に基づき、第25条第3項に規定する納入月日から起算して15日（甲が給付完了確認のため、検査調査の送付に要する期間を除く。以下「給付完了確認期間」という。）以内に、給付完了の確認を行なうものとする。

(代金の請求及び支払)

第34条 乙は、契約物品の代金を請求する場合には、前条に定める給付完了の確認が終了したのち甲の指示する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、乙が前項に定める支払請求書をもって、契約物品の代金を請求した場合には、これを受理し、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内の日に乙に代金の支払うものとする。

(相殺)

第35条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第36条 甲は、第34条第2項に定める約定期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等甲の責に帰することができない事由による場合には当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 甲が第33条第2項に定める給付完了確認期間内に、給付完了の確認を終了しない場合にはその期間を経過した日から給付完了の確認を終了した日までの日数（以下「遅延期間」という）は約定期間の日数から差し引くものとし、当該遅延期間が約定期間をこえる場合には約定期間は満了したもののみなし、甲は約定期間をこえる日数に、乙が代金の請求を行なった日から甲が代金を支払った日までの日数について前項に規定する計算に準じ、前項に規定する利率をもって計算した金額を、遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約保証金の返還)

第37条 甲は、乙がこの契約の履行を完了したときには、乙が納付している契約保証金を返還しなければならない。

(甲の解除権)

第38条 甲は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む）により、納期又は猶予期限までに乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (3) 乙又はその使用人が、甲の行なう検査に際し、不正行為を行ない、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 第18条の規定により、乙が納期の変更を申請した場合で、甲が甲の責に帰し難い事由によりその変更に応じることができないとき。
- (7) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第39条 乙は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第13条第2項又は第16条第3項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(違約金)

第40条 甲は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が、第38条第1号から第6号までの規定に該当するときには、解除部分に対する契約金額の10/100に相当する金額を、乙から違約金として徴収するものとする。

甲は、乙が契約保証金を納付している場合には、契約保証金を前項に定める違約金として徴収するものとする。

前項の規定により甲が契約保証金を違約金に充当したのちにおいて契約保証金に残額がある場合には、甲は、当該残額をすみやかに乙に返還しなければならない。

甲は乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数について遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を利息として付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第41条 乙は、この契約が、第38条第7号又は第39条の規定により、解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により行なわれなければならない。

3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約物品の契約不適合)

第42条 乙は甲に引き渡した契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）で担保の責を負うものとする。

2 前項に定める契約物品の契約不適合についての担保の期間は次の各号に定めるところによる。

(1) 契約物品についての契約不適合が乙に故意又は重大な過失がない場合は契約物品の引き渡しの時より1ヶ年とする。

(2) 前号に規定する場合以外の契約物品の契約不適合については、当該契約不適合を発見したときから1ヶ年とする。

3 甲は、前項に定める期間内において契約物品の契約不適合について、乙に対し相当の期限を定めて数量の追加、他の良品との引き替え若しくは、契約不適合の修補（以下「修補等」という。）を請求し又は修補等に代えて、若しくは修補等とともに当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は甲乙協議して定める。

5 甲は契約物品についての契約不適合によって契約の目的を達することができない場合には、前項に規定する請求にかえて、この契約を解除し、乙に対し損害賠償の請求を行なうことができる。

6 甲は、第2項に定める期間内において、契約物品について、契約不適合を発見した場合には遅滞なく乙に通知するものとする。

(調査等)

第43条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合、又は損害賠償金等の算定にあたり適正を図るため必要がある場合は、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し乙に対し参考となるべき、報告若しくは、資料の提出を求め、又は乙の管理する営業所工場その他の場所に立ち入り調査することができる。

2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上必要がある場合には、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは、資料の提出を求めることができる。

3 乙は、前2項に定める調査に協力するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。

(機密の保持)

第44条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第45条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第46条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所横須賀支部の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、この書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。